

大阪市立大学共生社会研究会
『共生社会研究』編集規定

1. 目的および編集方針

1.1 目的 『共生社会研究』（以下「本誌」という）は、大阪市立大学共生社会研究会の機関誌として、共生社会やNPOに関する研究の発展を目的に「大阪市立大学共生社会研究会会則」に基づき発行する。

参考：「大阪市立大学共生社会研究会会則」

・第3条（目的）：本研究会は、人々の多様なあり方を尊重し、対等な関係の実現をめざす共生社会に向けて研究し、実践的な課題や方法を探る活動の発展を前進させることを目的とする。

・第4条（事業）（3）：本研究会の活動を活性化するため研究誌等の発行及び出版を行う。

1.2 編集方針 本誌は、原則として、会員からの投稿論文と編集委員会からの依頼論文、その他会員のための情報提供および報告・事務連絡等で構成する。

2. 発行および投稿規定

2.1 発行形態と発行時期：本誌はウェブジャーナルとして発行し、本研究会のウェブサイトに掲載する。発行時期は定めない。

2.2 掲載原稿の種類：本誌に掲載する原稿は以下の4種類とする。

1. 投稿論文：編集委員会が選出した査読者により、掲載可と判断されたもの（詳細は「3. 執筆規定」および「4. 査読規定」参照）。
2. 依頼論文：編集委員会が依頼した論文や書評で、編集委員会が内容を確認し掲載する。
3. 情報提供：共生社会やNPO研究に役立つ情報で、編集委員会が作成する。
4. 報告・連絡事項：本研究会に関する事項で、編集委員会が作成する。

2.3 投稿要件：以下の要件をすべて満たしていること。

1. 投稿者の資格：本研究会会員であること。未入会の場合は、投稿時に入会手続きを行うこと（入会手続きは「大阪市立大学共生社会研究会」ウェブサイト参照）。
2. 投稿料：査読料（投稿料）として金5,000円を本研究会に納付すること。
3. 重複投稿の禁止：他誌との重複投稿は認めない。

2.4 著作権：本誌に掲載された論文等の著作権は、投稿者に帰属する。ただし、本誌に掲載された後、投稿者は編集委員会に事前に申し出たうえで、自著に収録、印刷、配布することができる。その際には、本誌に初出した旨を明記すること。

3. 執筆規定

3.1 投稿論文の種類と文字数：投稿論文は、本研究会の目的に沿った共生社会やNPO関連論文であって、以下の4種類に分類される。投稿時に、いずれに該当するのか、投稿者は編集委員会に通知すること。

1. 論考（20,000字以内）：オリジナリティが高く、学術的価値が期待される論文
2. 研究報告（16,000字以内）：実証的かつ実務的な課題を扱った論文

3. 研究ノート（12,000 字以内）：研究途上ではあるが、論者に準じ、一定の研究成果を提示した論文
4. 活動報告（10,000 字以内）：先駆的な実践活動などを紹介する論文

3.2 言語と文字数

1. 言語：日本語または英語で執筆されたもの。英語の場合は、日本語訳を添付すること。
2. 文字数：マイクロソフトワードの「文字カウント」機能を使用し、「テキストボックス、脚注、文末脚注を含める」にチェックを入れたうえで、スペースを含めない字数とする（英語論文のワード数は、日本語訳の文字数で決定する）。

3.3 提出書類・提出方法・送付先

1. 提出書類・提出方法：以下の書類をマイクロソフトワードで作成し、添付ファイルとしてメールで提出すること（手書きの原稿は原則として受け付けない）。
 - ・投稿申込用紙：様式自由。氏名、住所、電話・ファックス番号、メールアドレス、所属・役職等、投稿論文表題を記載したもの。
 - ・投稿論文：表紙を付け、表題、副題、英語のタイトル、著者名、所属等を記載すること。なお、表紙は論文文字数には含めない。
 - ・要約・キーワード等：投稿論文とは別に、和文要約（600 字以内）、英文要約（200 ワード以内）、キーワード（日本語・英語、3～5 個）、筆者名およびプロフィール（150 字以内）を記載したもの。
2. 送付先：編集委員会メールアドレス（ coexisting.academy@gmail.com ）宛。
3. 問い合わせ：メールで編集委員会まで（電話・郵便物による問い合わせは原則として受け付けない）。

3.4 論文の構成と書式

1. 本文中の見出しの表記：数字の後は 1 字分スペースを空ける。
 - ・章は、1 ○○ …（例： 1 共生社会の
 - ・節は、1.1 ○○…（例： 1.1 在住外国人の…）
 - ・項は、1） ○○…（例： 1）就労状況…）
2. 本文への説明注：該当箇所の右肩に、上付き文字で順に番号を付し、注は本文文末に一括して記載する（手法：マイクロソフトワードの「参考資料」をクリックし「脚注と文末脚注」を選び、順に「場所」→「文末脚注」、「番号書式」→「1,2,3,…」、「開始番号」→「1」、「番号の付け方」→「連続」、「変更の対象」→「文書全体」、「挿入」）。
3. 参考文献リスト/文献注
 - ・リスト：参考文献は邦文、欧文を含めて著者名のアルファベット順に、説明注の次に一括して掲載する。本文に引用したもの、あるいは本文中で記載した人物名・用語に限り記載する。
 - ・表記：著者名、西暦発行年、題名および研究誌名・巻・号（単行本の場合は署名および出版社名）、該当頁の順とする。同一著者が同一年に発行した複数の文献は、発行年を 2020a、2020b…のように表記して区別する。翻訳書には、原著者名を付し、原著書と翻訳書双方の発行年を明記する。
 - ・文献注：本文や注の該当箇所に「著者の姓、西暦発行年：該当頁」を記して、リストの該当文

献を参照するという形式とする。例：Giddens（1988）：150

・図・表：それぞれ（図 1）（表 1）と通し番号とタイトルを付ける。

3.5 その他留意事項

1. 投稿原稿は返却しない。
2. 投稿論文について、編集委員会はプライバシーの保護に配慮し、不適切な表現の訂正を投稿者に求めることがある。

4. 査読規定

4.1 査読の目的 本誌の発行にあたり、投稿論文の質的な確保と向上を図り、共生社会や NPO に関する学術研究の発展に貢献するため、査読制度を設ける。

4.2 査読者の選考と資格

1. 基本原則：査読者は、会員からの応募をもとに編集委員会が選出する。
2. 応募要件：共生社会や NPO に関連する学会誌や紀要の査読経験者、または共生社会や NPO の研究・実践経験者とする。
3. 例外：編集委員会は、投稿論文の内容に応じ、会員以外から適切な査読者を選出し、依頼することができる。

4.3 査読の実施

1. 投稿論文の公募：編集委員会は、本誌の発行時期をもとに投稿論文の募集期間を定め、広報担当理事らと連携して公募する。
2. 査読者の選定：編集委員会は、投稿論文が掲載要件（「投稿規定：3.1～3.3」および研究領域の適合性）を満たしていると判断した場合、原則として2名の査読者を選び、査読を依頼する。
3. 判定：査読者は、以下の4パターンで判定し、その理由を添えて編集委員会に報告する。
・「A：そのまま掲載可」 / 「B：軽微な修正のうえ、掲載可」 / 「C：大幅な修正のうえ、掲載可」 / 「D：掲載不可」
4. 修正と再査読：B または C 判定の場合、編集委員会は投稿者に修正を要請する。修正原稿が提出されれば、再査読を行い、掲載の可否を判断する。
5. 最終決定：編集委員会は、再査読の判定結果をもとに採否を決定し、投稿者に通知する。
6. 校正：掲載決定後の投稿者による校正は、原則として1回とする。
7. その他：査読に関する詳細は「5. 査読事務要領」に定める。

5. 査読事務要領

「4. 査読規定」に基づき、査読実施に係る事務手続き等を定める。本要領は、必要に応じて編集委員会に変更することができる（理事会の承認は不要とする）。以下の連絡・通知は、原則としてメールで行う。

1. 投稿受付：編集委員会は、投稿受領後1週間以内に投稿者に受領通知を送付し、2週間以内に投稿論文を受け付けるか否か判断し、その結果を投稿者に通知する。
2. 異議申し立て：受け付けない判断に対し、投稿者は1週間以内に異議申し立てができる。編集委員会は異議申し立てから2週間以内に結論を出し、投稿者に通知する。この決定を最終判断と

する。

3. 査読者の決定と依頼

- ・編集委員会は、投稿を受け付けると判断した場合、査読者 2 名を決定し、投稿者へは「査読に関するスケジュール」を送付する。
- ・編集委員会は、同時に、査読者 2 名に対して論文を送付し 4 週間以内にコメントを提出するよう依頼する。依頼を受けた査読者は、1 週間以内に諾否の連絡を行う。
- ・査読者が決まらない場合は、編集委員会の責任で査読を行う。

4. 判定・コメントの通知：編集委員会は、査読者からの「査読報告書」（別紙 1）に記載された判定・コメントを投稿者に通知し、修正が必要な場合（B、C 判定）は、提出期限を設定して要請する。

5. その他：査読および採否決定に遅延が生じる場合、編集委員会は関係者にその旨を通知し、本誌の発行時期を変更できる。

6. 編集委員会

本誌の発行に関する業務を担当する「編集委員会」を設置する。

1. 編集委員会の構成：正副会長、編集担当理事および編集委員で構成する。編集長は、編集担当理事が担当する。
2. 業務：本誌の編集、発行および投稿規定、執筆規定、査読規定に関する一切の業務を担当する。
3. 規定の変更：査読事務要領を除く規定の変更は、理事会に提案し承認を得ることとする。

発行日：2025 年 9 月 20 日